

復興特別区域基本方針の変更について

平成28年4月
復興特区班

復興特区基本方針の一部変更の概要

①復興推進計画に係る税制特例の改正に伴う変更

復興推進計画に係る税制特例（※）について、5年延長及び一部要件の緩和（☆）がなされることに伴い、関連する記載を変更。

- i) 機械等に係る特別償却等の特例（法第37条関係）
☆テナント建物の構造要件について、まちなか再生計画に位置付けられた場合は、非耐火構造（木造等）でも対象
 - ii) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例（法第38条関係）
 - ※ iii) 開発研究用資産に係る特別償却等の特例（法第39条関係）
 - iv) 新規立地促進税制の特例（法第40条関係）
☆単年度3千万円の投資要件に加え、最大3事業年度内に5千万円の投資でも対象（中小企業の場合）
 - v) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の特例（法第42条関係）
- * i) ~ iii) については、特別償却率等の変更あり（福島県除く）

②防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の創設に伴う変更

復興整備計画に記載する移転元地を利用した復興整備事業の用に供するため、公有地と一定の民有地の交換を行った場合について、所有権移転登記に係る登録免許税の免除措置が創設されることに伴い、関連する記載を追加。

③その他時点の経過等による必要な変更